

発達障がい者支援施策の課題認識と方向性

目標

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した発達障がい者支援体制の構築

課題認識

発達障がいについての理解 地域での障がいの特性を踏まえた適切な支援

発達相談体制

教員・スタッフの理解

就労支援の機関・人材

専門療育機関

障がい特性に応じた自立支援



「発達障がい者支援室」(平成25年4月1日)の設置

施策の再構築によりニーズの高い支援施策を充実

関係部局の横断的連携による施策の推進・検討

平成25年度からの取組

乳幼児期

学齢期

成人期

発達障がいについて理解が進み、より良い支援が受けられる地域づくり

早期支援体制の強化

特別支援教育の充実

就労支援の充実

早期療育体制の構築

自立支援の充実

(1) 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による地域サポート体制の強化

- (2) 乳幼児発達相談体制の強化事業
〔区長によるマネジメント〕
- (3) 専門療育機関の設置

- (4) ユニバーサルサポート事業
- (5) 発達障がい研修支援事業
- (6) 巡回相談体制の強化
- (7) 発達障がいサポート事業
〔区長によるマネジメント〕
- (8) 児童養護施設等での発達障がい児自立支援

- (9) 発達障がい者就業支援コーディネーターの増員

福祉局 : (1)・(3)・(9)

こども青少年局 : (2)・(8)

教育委員会事務局 : (4)・(5)・(6)・(7)